

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則及び奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第十二号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則及び奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則

(奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正)

第一条 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則(平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表教職員課の項中「人事企画係」を「免許管理係」に改め、同表学校教育課の項中「学事係、義務教育係、高校教育係、特別支援教育係」を「高校教育第一係、高校教育第二係、義務教育係、生徒指導係」に改め、同表生徒指導支援室の項を次のように改める。

特別支援教育 推進室	指導係、支援係
---------------	---------

第四条学校教育課の項第四号中「進路指導」を「生徒指導(奈良県立教育研究所管理運営規則(平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号)第三条に規定する教育支援部の所掌に属するものを除く。)及び進路指導」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第四条生徒指導支援室の項を次のように改める。

特別支援教育推進室

- 一 特別支援教育に関する教育課程及び学習指導に関すること。
- 二 障害のある幼児、児童及び生徒の就学及び教育相談に関すること。
- 三 特別支援教育に関する啓発及び支援に関すること。
- 四 特別支援教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修に関すること。

(奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正)

第二条 奈良県立教育研究所管理運営規則(平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号

）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中 「教科・情報研究部」 「教育情報化推進部」
特別支援教育部」 を 教育支援部」 に改める。

第三条教育経営部の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同条教科・情報研究部の項中「教科・情報研究部」を「教育情報化推進部」に改め、同項に次の一号を加える。

七 へき地指定校の学校経営及び教育活動全般に関する指導及び助言に関すること。
第三条特別支援教育部の項を次のように改める。

教育支援部

- 一 市町村立義務教育諸学校の生徒指導に関する指導及び助言に関すること。
- 二 市町村立義務教育諸学校の教職員の生徒指導研修に関すること。
- 三 教育支援に係る事業の実施に関すること。
- 四 教育支援に関する調査研究及び対策に関すること。
- 五 教育相談（奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）第四条に規定する特別支援教育推進室の所掌に属するものを除く。次号において同じ。）に関する調査研究及び教育関係職員の研修に関すること。
- 六 児童生徒等に係る教育相談に関すること。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。